

令和元年度 神奈川県知事杯

神奈川県大学バレーボール選手権大会

日時：11月9日（土） 開会式 9：00

会場：神奈川大学 13 号館体育館

主催：神奈川県大学バレーボール連盟

共催：神 奈 川 県

(一財)神奈川県バレーボール協会

式 次 第

開会式（９：００）

1. 選手入場
2. 開会宣言
3. 優勝杯返還並びにレプリカ授与
4. 会長挨拶
5. 報告表彰
6. 審判・競技委員長注意
7. 選手宣誓
8. 選手退場

閉会式（試合終了後）

1. 選手入場
2. 成績発表
3. チーム賞（賞状並びにトロフィー授与）
4. 個人賞（賞状並びにトロフィー授与）
5. 会長挨拶
6. 閉会通知
7. 選手退場

表彰

チーム賞（優勝、県知事杯・準優勝・３位）

個人賞（最優秀選手賞・ベスト６）

令和元年度 神奈川県知事杯
神奈川県大学バレーボール選手権大会

《大会役員》

名誉会長	鎌田 章
会 長	矢野 博
副 会 長	永田道子, 成田明彦, 泉川喬一, 積山和明
顧 問	斎藤歎能, 齋藤 勝, 永田俊勝
参 与	村松 茂, 泉谷 洋
理 事 長	白井大史
理 事	堀口 誠, 枝松宏明, 能重幸夫, 井澤 純, 藤井壮浩 佐藤国正, 宝積秀文, 内藤 保, 小澤 翔
監 事	作山芳久, 大河原明彦

学連委員長	下田来惟 (東海大学)
学連副委員長	丸井彩希 (東海大学)
学連副委員長	榎本里歩 (松蔭大学)
学連事務局長	榎本里歩 (松蔭大学)
学連会計	牛頭七海 (松蔭大学)
総務委員長	宝積秀文
総務副委員長	出月 茜 (神奈川大学)
強化委員長	藤井壮浩
強化副委員長	金親柊斗 (東海大学)
競技委員長(代行)	白井大史
競技委員長補佐	佐藤国正
競技副委員長	吉田龍介 (神奈川大学)
審判委員長	井澤 純
審判副委員長	佐藤楓始 (横浜市立大学)

令和元年度 神奈川県知事杯 神奈川県大学バレーボール選手権大会

大会要項

日時 11月 9 日（土）神奈川県横浜キャンパス 13 号館体育館（8：30 開館）
8：45 代表者会議，9：00 開会式，9：30 第 1 試合開始

※8：30～8：50 受付

※試合間 15 分、但し連続試合の場合又は当該試合の前の試合で審判を担当している場合は 20 分とする。

全試合に於いて、公式練習は無しとする。

※開会式終了後からは第 1 試合目のチームのみコートを使用してください。

審判・競技上注意

- ① 本大会は 2019 年度 公益財団法人日本バレーボール協会 6 人制競技規則により行います。
- ② 試合は 25 点制の 3 セットマッチで行います。
正規の競技者とリベロの人数：13 人以上選手登録する際は 2 名のリベロを登録しなければなりません。
- ③ ベンチスタッフに関して
部長・監督・コーチ・トレーナー・マネージャー(マネージャーは当該大学生に限る)各 1 名とします。
また、左胸にスタッフ章を付け服装は統一して下さい。(私服・ハーフパンツ・T シャツは不可)
部長は神奈川県連にスタッフ登録されていない場合、他の役職にはなれません。
クイックモップアーを付ける場合は選手と見分けがつく服装でお願いします。
- ④ エントリー変更について
やむを得ない事情がある場合は、第 1 試合開始前までにエントリー変更用紙に記入の上、申告して下さい。
尚、役員変更の場合も第 1 試合開始前までに申告して下さい。
※メンバー表は、1 試合前（第一試合の場合は 9：00）までに提出して下さい。
- ⑤ 大会使用球は男女ともミカサ(旧)MVA300、3 ボールシステムで行います。
※但し、全日本インカレ出場校同士の試合ではミカサ(新)V300Wを使用する。
- ⑥ 男女決勝戦、男女3位決定戦は同時刻試合開始で行います。

その他

- ① 補助役員のチームは、主審・副審・線審・点示・IF・リベロチェック・ボールリトリバー(5名)の合計14名をお願いします。

尚、審判が足りないチームは代表者会議時に申し出て下さい。

- ② 表彰はチーム賞（優勝、県知事杯・準優勝・第 3 位）、個人賞（最優秀選手賞・ベスト 6）となります。

神奈川県大学バレーボール連盟規約

第1章 総 則

第1条（名称）

本連盟は、神奈川県大学バレーボール連盟と称する。

第2条（事務所）

本連盟は、事務所を松蔭大学内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

本連盟は、神奈川県下にある大学相互の親睦とバレーボールの技術の向上及び普及発展を図り、スポーツ文化の高揚に努めることを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）加盟校競技会を年2回開催する。
- （2）その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業。

第3章 加盟及び登録

第5条（加盟校）

本連盟は、神奈川県所在の学校教育法による大学及びこれに準ずる大学のバレーボール部で、本連盟に登録をした部をもって構成する。

なお、一つの大学で男子、女子の部を加盟させるときはそれぞれ独立した部とする。

第6条（加盟、脱退）

本連盟の加盟、脱退には、運営委員会の同意を必要とする。

第7条（加盟、登録）

- （1）本連盟に新たに加盟した大学は、加盟料を納入しなければならない。
- （2）本連盟の加盟校は、毎年所定の登録料を納入しなければならない。
- （3）加盟料、登録料、大会参加料の額は運営委員会で定める。

第4章 役 員

第8条（役員）

本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| （1）会長 | 1名 |
| （2）副会長 | 若干名 |
| （3）理事長 | 1名 |
| （4）（副理事長） | 1名 |
| （5）理事 | 若干名 |
| （6）監事 | 2名 |

- | | |
|-------------------------|-----|
| (7) 学連委員長 | 1 名 |
| (8) 学連副委員長（うち 1 人は事務局長） | 2 名 |
| (9) 学連会計 | 1 名 |

第 9 条（会長）

- (1) 会長は理事会において推薦し、運営委員会において承認する。
- (2) 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。

第 10 条（副会長）

- (1) 副会長は理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。

第 11 条（理事長及び副理事長）

- (1) 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、会長が委嘱する。
- (2) 理事長は運営委員会並びに理事会の決議及び会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- (3) 本連盟の代表として、理事長または理事長の指名する者を（一般財団法人）神奈川県バレーボール協会加盟団体代表委員に推薦する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在の時は理事長の職務を代行する。

第 12 条（理事）

- (1) 理事は各加盟大学が推薦し、会長が委嘱する。なお、会長推薦の理事を置くことができる。
- (2) 理事は理事会を組織し、本連盟の重要事項を審議する。

第 13 条（監事）

- (1) 監事は理事会が推薦し、運営委員会において選任される。
- (2) 監事は本連盟の会務・財産の状況を監査すると共に、運営委員会又は理事会に対し監査結果を報告する。

第 14 条（学連委員会）

学連委員会に次の役員を置く。

- (1) 学連委員長は学連委員の互選により選出され、学連副委員長、学連事務局長及び学連会計は学連委員長が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (2) 学連委員会役員は、学連委員会を代表し、運営委員として運営委員会に出席し本連盟の運営に貢献する。

第 15 条（その他）

- (1) 役員には名誉会長・顧問・参与を置くことができる。
- (2) 名誉会長・顧問・参与は、本連盟の運営について会長の問に応ずる。

第 16 条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は 2 年とし、学生役員については 1 年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 欠員補充により就任する役員の任期は、前任役員の残任期間とする。

第 5 章 会 議

第 17 条（会議の種類）

本連盟の重要事項を審議するため、下記の会議を置く。

- (1) 評議会
- (2) 運営委員会

- (3) 理事会
- (4) 学連委員会
- (5) 専門委員会

第18条（評議会）

理事会と学連委員会で構成され、本連盟の最高決議機関とする。

第19条（運営委員会）

- (1) 運営委員会は会長・副会長・理事長・副理事長・学連正副委員長・学連会計及び各専門委員長をもって組織される。
- (2) 運営委員会は、会長が必要と認めたときに召集し、議長となる。

第20条（運営委員会の議決）

- (1) 運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。ただし、運営委員会議事につき書面を以て委任状を提出したものは出席とみなす。
- (2) 運営委員会の議決は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第21条（運営委員会の議決事項）

運営委員会において下記の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 競技会の開催場所、運営方法
- (4) 本連盟の規約の改正、規定
- (5) その他、本連盟の事業に関する重要事項で本委員会が必要と認める事項

第22条（理事会）

- (1) 理事会は会長・副会長・理事長・副理事長・理事及び監事をもって組織される。
- (2) 理事会は本連盟の重要事項に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を運営委員会の議会に委ねる。
- (3) 理事会は、通常年2回、会長が召集し議長となる。

第23条（学連委員会）

- (1) 学連委員会は加盟校を代表する学連委員をもって組織される。
- (2) 学連委員会は、加盟校から提案された重要案件を学生の立場で検討し、必要と思われる案件を運営委員会に提議する。
- (3) 学連委員会は随時、委員長が召集し議長となる。
- (4) 学連委員会には必要に応じて運営委員が出席することができる。

第24条（専門委員会）

- (1) 本連盟に次の専門委員会をおくことができる。
 - (イ) 総務委員会
 - (ロ) 強化委員会
 - (ハ) 競技委員会
 - (ニ) 審判委員会
- (2) 各専門委員会の委員長は理事会の推薦により、また副委員長は学連委員会の推薦により、会長が委嘱する。また、各委員は各委員長の推挙により理事会が審議の上推薦し、会長がこれを委嘱する。
- (3) 各専門委員会の委員の任期は2年間とし、学生委員は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 各専門委員会の所管事項は次の通りにする。

(イ) 総務委員会は、本連盟の業務遂行に関わる庶務、予算の編成・執行、予算等の経理、会員の資格・登録に関する事項、広報業務及び、その他いずれの委員会にも属さない事項を所管する。

(ロ) 強化委員会は、本連盟加盟チーム及び選手の競技力向上を目指し、強化計画の作成・実施を所管する。

(ハ) 競技委員会は、本連盟主催の競技会における競技計画の作成・実施及び各種記録の整理・管理をする。

(ニ) 審判委員会は、競技会における審判員の編成及び審判員の育成を所管する。

第25条（議事録）

本連盟のすべての会議は、議事録を作成の上保存すると共に、本連盟の役員あるいは大学からの要請があった場合には閲覧を供さなければならない。

第6章 会 計

第26条（会計年度）

本連盟の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第27条（資産）

本連盟の資産は次の収入により成るものとする。

- (1) 本連盟への加盟料及び登録料
- (2) 本連盟主催の事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

第28条（収支予算及び決算）

- (1) 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て、運営委員会の承認を受けなければならない。
- (2) 本連盟の収支決算は会計担当理事の責任において、正確に記帳・保管され、監事の監査、理事会の審議を経て、運営委員会で承認される。

第7章 補 則

第29条（規約の改正・変更）

本規約は理事会の審議を経て、運営委員会、評議会の決議により改廃することができる。

第30条（登録費および大会参加料）

登録費6000円、大会参加費5000円とする。

付 則

本規約は平成9年4月1日より改正施行する。

本規約は平成27年12月1日より改正施行する。